

令和7年12月10日

毛呂山町代表監査委員 行平 克也 様

調査報告書

(公表版)

毛呂山町農業委員選任過程に関する第三者調査委員会

委員長 弁護士 渡邊 晋

委員 弁護士 長沼 正敏

委員 弁護士 本山 賢太郎

結論

毛呂山町農業委員候補者評価委員会による評価及び毛呂山町町長による前農業委員 A 氏を農業委員候補者から除外して農業委員を任命した行為は、その裁量権の範囲内であり、他に裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したというべき事情は認めるに足りない。

また、応募状況の中間公表がない又は最終公表が遅れた点、同評価委員会において、前農業委員 A に対する出席依頼がなされることもなく、かつ前農業委員 A が出席することができなかった点は、同評価委員会の評価ひいては毛呂山町町長の判断における手続上の瑕疵があると言わざるを得ないが、かかる瑕疵が手続全体の公正を害すると認めるに足りない。

したがって、毛呂山町町長の農業委員任命行為が違法であると認めるには足りない。

ただし、上記の毛呂山町町長の判断における手続上の瑕疵と指摘した点は、手続全体の公正を害するとは認めるに足りないとはいえ、農業委員会等に関する法律施行規則第 5 条第 2 項が任命の過程の公正性及び透明性を確保する単に必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨定める趣旨からして、本来避けられるべき瑕疵であるから、今後の農業委員任命の過程において留意されたい。

理由

第 1 はじめに

令和 5 年 11 月 1 日、井上健次毛呂山町町長（以下、単に「町長」という。）は、令和 6 年 5 月 3 日を始期とする毛呂山町農業委員（以下「農業委員」という。）の選任にあたり、委員を募集した。それに伴い 6 名の応募があり、募集期間終了後の令和 6 年 1 月 9 日、応募者を公表した。すると、1 名の応募者に対する意見書が提出された。町長は毛呂山町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催し、意見報告書の提出を受けた。町長は当該応募者を候補者とせずに別人を農業委員候補者に加え、6 名の農業委員の任命議案を毛呂山町議会（以下、単に「町議会」という。）に上程した。その後、町議会本会議で審議後、6 名の農業委員候補者について議会の同意を得たため、同年 5 月 3 日、町長は、同意を得た 6 名を農業委員として任命した。

こうした農業委員の選任過程について、同月 15 日、対象外とされた者から「任命過程を明らかにするよう求める請願」が提出され、議会審議の結果、同請願は趣旨採択された。そしてさらに町議会において同年 9 月 9 日、「農業委員の任命過程の事務調査に関する決議」が賛成多数により可決され、農業委員の任命過程調査特別委員会（以下「100 条委員会」という。）が設置された。

他方で、毛呂山町においても、農業委員選任過程に関して、公平かつ中立な観点か

ら、専門的な知見を持つ第三者により構成される調査委員会を設置し、客観的な調査等を実施することとし、令和7年7月10日、「毛呂山町農業委員選任過程に関する第三者による調査実施要綱」（以下「調査実施要綱」という。）を制定し、施行した。

本報告書は、調査実施要綱に基づき設置された毛呂山町農業委員選任過程に関する第三者調査委員会（以下「本調査委員会」という。）が実施した調査等の結果を報告するものである。

第2 本調査委員会について

1 本調査委員会は、上記第1記載のとおり施行された調査実施要綱に基づき設置された。

本調査委員会は、日本弁護士連合会令和3年3月19日策定「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に準拠するものであって、同ガイドライン中の「地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案の調査を委託する場合」に該当する。

2 本調査委員会の構成

調査実施要綱第3条に基づき、毛呂山町は、埼玉弁護士会に3名の委員候補者の推薦依頼を行ったうえで、埼玉弁護士会から推薦された下記3名の弁護士に対し、本調査委員会の委員を委託し、令和7年7月30日開催された第1回委員会において、3名の委員の互選により、次のとおり委員長を定めた。

なお、「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」において、第三者調査委員会の委員は、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を把握・認定し、必要に応じて意見等を形成し、予断と偏見を配することができる者であり、かつ、利害関係を有しないものでなければならないとされている。そこで、埼玉弁護士会が委員候補者を推薦するにあたり、委員候補者と、調査対象と目される関係者との利益相反関係がないことを予め確認しており、委員と毛呂山町及びその職員等関係者との間に事実上ないし法律上の利害関係はない。

委員長 弁護士 渡邊 晋（時の鐘法律事務所）

委 員 弁護士 長沼 正敏（長沼法律事務所）

委 員 弁護士 本山 賢太郎（本山法律事務所）

3 本調査委員会の所掌事務

本調査委員会は、毛呂山町農業委員会の委員に応募したがこれに任命されなかった者が選任過程について、法的判断を明らかにするよう求めている（以下「本件事案」という。）ことを鑑み、本件事案について公平かつ中立な観点から、専門的な知見を持つ第三者により構成される調査委員会による客観的な調査等を実施することを目的として設置され（調査実施要綱第1条）、その所掌事項は、次のとおりとされている（調査実施要綱第2条）。

(1) 毛呂山町農業委員の選任過程について、法律や条例等に抵触していないかの事実

関係の調査、究明、認定及び評価

- (2) 調査に関する報告書の作成
- (3) 前2号に掲げる事務に関する事務その他本調査委員会が必要と認める事務

そこで、本件事案に関する範囲において、毛呂山町農業委員選任過程について、法律や条例等に抵触していないかの事実関係の調査、究明、認定及び評価を行うこととする。

4 本調査委員会の調査等実施期間

令和7年7月30日から同年12月10日まで

5 本調査委員会の調査等実施方法

- (1) 本調査委員会は、調査等実施期間中、以下の方法により調査等を行うこととした。

- ① 毛呂山町の関係部署に保存されている資料の調査
- ② 関係者等から提出のあった資料の調査
- ③ 関係者に対するヒアリング

- (2) 調査等した資料は、別紙1「記録等の提出の状況」記載のとおりである。

関係者に対するヒアリングは、町議会に設置された100条委員会において、参考人1名、証人10名の意見陳述ないし証言がなされているため、100条委員会における議事録の提出を受け、意見陳述ないし証言の記録を調査した。また、100条委員会において証言を得ていない関係者1名に対し、同年10月10日、ヒアリングすべく書面により協力依頼を行ったが、同月14日電話により出席できない旨の連絡があったため、質問事項に回答を依頼すべく同月21日、質問事項書を送付して、同月30日回答書面を受領するにとどまっている。

6 本調査委員会による調査の前提及び限界

本調査委員会は、同年12月10日までに、上記5記載の調査を行い、実態の把握、検討、評価を行い、その調査結果に基づき報告を行うものであるが、本調査委員会は、強制的な調査権限を持つものではなく、あくまで関係者の任意の協力を得る形で調査を実施するため、調査の範囲、方法には自ずと限界がある。実際に、ヒアリングを行うべく協力依頼を行った関係者から協力が得られず、調査が十分に実施できないこともあった。

仮に今後、関係機関による法令上の権限に基づく強制捜査あるいは民事訴訟における判決手続等が行われるなどし、本調査委員会が判断の基礎とした調査結果のなかに、事実と異なる内容が含まれることが判明した場合には、事実認定が変更される可能性があることを留保しておく。

第3 関連する法令の定め

農業委員選任過程について関連する法令の定めは次のとおりである。なお、条文中

の略称は、条文記載のままである。

- ・ 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）（以下、単に「法」という。）8条
 - 1 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。
 - 2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。
 - 3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 認定農業者である個人
 - 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人
 - 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
 - 7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
- ・ 法第9条
 - 1 市町村長は、前条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第19条第1項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。
 - 2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。
 - 3 市町村長は、前条第1項の規定による委員の任命に当たつては、第1項の規定

による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

・法第10条

- 1 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 3 委員は、再任されることができる。

・法第11条

- 1 市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。
 - 2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることはない。
- ・農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）（以下、単に「規則」という。）第5条第2項

市町村長は、法第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、法第8条第1項の規定による任命に当たつては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

・規則第6条

法第9条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集の期間中
前条第1項各号に掲げる事項（同項第1号及び第3号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。
 - イ 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
 - ロ 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- 二 法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後
前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

・規則第7条

- 1 前2条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第5条第1項の書類の提出方法その他法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、市町村長が定めるものとする。
- 2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1月としなければならない。

3 市町村長は、第1項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

・毛呂山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（昭和30年4月19日条例第25号）第2条

1 農業委員の定数は、6人とする。

2 推進委員の定数は、5人とする。

・毛呂山町農業委員会の委員の任命に関する規程（平成29年11月24日告示第15号）（以下「委員任命規程」という。）第2条

町長は、農業委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第1項の規定により、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し農業委員候補者の推薦（以下「推薦」という。）を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集（以下「募集」という。）をするものとする。

・委員任命規程第3条

推薦を受ける者又は募集に応募する者は、法令の規定により農業委員になることができない者を除き、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とする。

・委員任命規程第6条

町長は、推薦の求め及び募集に関し必要な事項を町広報誌、町ホームページ等を利用し、周知するものとする。

・委員任命規程第7条

町長は、推薦の求め及び募集の期間の中間及び期間の終了後、推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「被推薦者等」という。）に関する情報を整理し、町ホームページで公表するものとする。

・委員任命規程第8条

町長は、被推薦者等の数が条例で定める農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、毛呂山町農業委員候補者評価委員会から意見を聞くものとする。

・毛呂山町農業委員候補者評価委員会設置要綱（平成29年11月24日農委訓令第1号）（以下「評価委員会設置要綱」という。）第1条

毛呂山町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者（以下「農業委員候補者」という。）を評価及び検討するため、毛呂山町農業委員候補者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

・評価委員会設置要綱第2条

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業委員候補者の評価及び検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の運営に必要な事項に関すること。

・評価委員会設置要綱第3条

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 農業委員会事務局長

・評価委員会設置要綱第5条

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

・評価委員会設置要綱第6条

委員長は、農業委員候補者の評価及び検討をしたときは、その意見を町長に報告するものとする。

・評価委員会設置要綱第7条

委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

第4 本調査委員会が認定する事実の経緯

1 毛呂山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例2条において、毛呂山町の農業委員の定数は6人と定められている。

そして、令和6年5月2日まで、毛呂山町の農業委員として前農業委員A、現農業委員B、現農業委員C、前農業委員D、前農業委員E、現農業委員Fの6名が選任されており、同日をもって満了となることが予定されていた。

2 そこで、令和5年11月1日、毛呂山町ホームページに「農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について」と題するページを公開し、かつ同日自治会を通じて各世帯に配布された広報もろやま令和5年11月号に掲載する方式で、募集期間を同日から同年12月11日の期間40日間として、募集が行われた。

応募状況については、令和6年1月9日、毛呂山町ホームページ内の「毛呂山町農業委員等の募集業況の公表について（最終公表）」中の「農業委員 推薦・応募状況」というPDFファイルにて発表されたが、受付順で、1番現農業委員F、2番現農業委員G、3番現農業委員B、4番前農業委員A、5番現農業委員C、6番現農業委員Hの6名の応募があった。

なお、前農業委員Aは、毛呂山町において農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者である。

3 同年2月14日、現農業委員Cから町長宛て「意見書」が提出された。

現農業委員Cは、同書面において、「毛呂山町農業委員会の委員の推薦及び応募情報の最終公表を拝見いたしまして、候補者のなかに農業委員に馴染まないと思われる方がおられます。理由といたしましては、必要以上に審議を滞らせ、農業委員会の運営に支障をきたしている状況でございます。任命の際に是非、御一考の程、お願い出来ればと存じます。」との意見を記載した。

なお、同意見書は、かねて現農業委員Cから前農業委員Aが農業委員に馴染まないという意見を聞いていた前農業委員会事務局長が意見書としての体裁にて作成して現農業委員Cの元に持参し、現農業委員Cが、自身の主張内容がそのまま含まれていると考えて、自身の責任で押印し提出したものであった。

4 (1) 町長は、毛呂山町農業委員会の委員の任命に関する規程第8条所定の「その他必要と認める場合」に該当すると判断し、評価委員会を開催することとした。

評価委員会の所掌事務は、評価委員会設置要綱第2条によれば、農業委員候補者の評価及び検討に関する事項、および委員会の運営に必要な事項に関する事項とされ、同要綱第3条及び第4条2項によれば、委員長となる副町長、総務課長、農業委員会事務局長の3名により構成され、同要綱第5条第4項によれば、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができるとしている。

(2) 上記意見書では、農業委員会の総会における審議のやり取り等における問題点が

指摘されていた。そこで、前農業委員会事務局長が中心に、農業委員会での活動がどういうものであったかを聴取すべく農業委員を中心に評価委員会への出席を依頼することを決め、現農業委員 F、前農業委員 A を除く農業委員 4 名、さらに前農業委員 E からの情報にもとづき参考人 1 名の合計 5 名に対し、口頭によって出席を依頼した。なお、前農業委員 A は、評価委員会への出席を依頼されてはおらず、出席もしていない。

そして、委員 3 名及び 5 名の関係者が出席して、同月 29 日午前中に 2 時間弱の時間をかけて評価委員会が開催された。

(3) 評価委員会は、町長に対し、同年 3 月 1 日、意見報告書（以下「委員会意見報告書」という。）を提出した。委員会意見報告書においては、「現農業委員 4 人と関係農業者 1 人から、農業委員に馴染まない候補者（前農業委員 A）について意見を聴取したところ、下記のような意見が出されたため、毛呂山町農業委員候補者評価委員会設置要綱第 6 条第 1 項に規定により、意見を報告します。」という冒頭文のもと、「当該候補者に対しての意見の内容」として、次の 5 項目が記載されていた。

○選挙期間中に私の元に訪問し、投票の勧誘活動を受けた。

○農地法の制度を理解しておらず、法令上は関係の無いことを自身の憶測で審議を行ったり、農地転用の申請者を呼び出そうとするなど、越権行為とも取れる行為を行っている。

○農業委員会の総会後に毛呂山町役場のロビーにおいて、総会の中で知り得た情報を人に話しており、守秘義務違反に抵触することが疑われる。

○総会の審議の際に個人で調べた不明瞭な事由を元に意見を述べたり、特定の個人に関する案件について、必要以上に審議を滞らせている。

○毛呂山町議会の本会議議場での野次を行い、議事を一度中断させるなど農業委員として不適切な行動が見受けられる。

5 町長は、委員会意見報告書を受け、評価委員会から前農業委員 A が農業委員としてふさわしくないという判断を得たと理解した。そこで、前農業委員会事務局長が、前農業委員 A に対し、同月 18 日、町長が訪問したい旨連絡したが断られたため、同月 19 日訪問することとし、町長が、前農業委員会事務局長、農業委員会会长である前農業委員 D とともに前農業委員 A 宅を訪問し、前農業委員 A を候補者から外し、他の 6 名で議会に提出したい旨を理由を含めて伝えた。

そして、時期は不明であるが、同月 21 日までに前農業委員会事務局長を通じて現農業委員 I に農業委員候補者に就くことを依頼し、現農業委員 I はこれを了解した。

6 同月 21 日開催の令和 6 年第 1 回（3 月）町議会定例会において、議案第 27 号として、農業委員会委員の任命について審議された。

同審議において、現町議会議員 J は、応募者が定数を超えているわけではなく、しかも過去 3 年間農業委員を務められて認定農家でもあって西大久保地区で耕地の関係

で代表者となって毛呂山町の農業に貢献尽力した人物が任命から外されたこと、町長が同人物宅を訪れ、同人物を農業委員会候補者から外すことを通知したことを指摘し、かかる対応は名誉棄損に該当するのではないかと疑義を提示した。これに対し、評価委員会委員長である関本建二副町長（以下「副町長」という。）は、委員会意見報告書記載事項を説明したが、現町議会議員 J は、副町長の説明に対して逐一反論した上で、評価委員会において前農業委員 A の言い分を聞いていないことを指摘している。

また、現町議会議員 K も、委員会意見報告書の記載内容についての質問や前農業委員 A の言い分を聞いていないこと、個人の尊厳を著しく攻撃した人権問題であることを指摘した。

質疑後、3名から反対討論があり、討論後採決されたが、議長を除く議員 13名中、賛成 8名、反対 3名、退席 1名で賛成多数により同意された。

7 前農業委員 A は、同年 5月 15日、地方自治法第 124 条に基づき、「農業委員の選任過程を明らかにすることを求める請願」を町議会に対し提出し、評価委員会の意見報告により自身が農業委員として不適格であって任命できないと伝えられたが、評価委員会開催の端緒となった現農業委員 C から提出された意見書の内容が一方的で身に覚えがなく、かつ弁明機会すら与えられていないものであって納得できず、任命に至る過程について町議会として審議を尽くし、農業委員任命の根拠を明確にすることを求めた。

同請願は、町議会において生活福祉常任委員会に付託され、同年 6月 7日、同年 7月 19日の審議を経て、同委員会において、全員賛成で請願を趣旨採択すべきものと決定した。そして、同年 9月 2日開催の令和 6年第 3回（9月）町議会定例会においてその旨委員長報告がなされ、質疑の上、2名の不採択討論、1名の採択討論がなされて、議長を除く議員 13名中、賛成 9名、反対 4名で趣旨採択された。

8 その間、前農業委員 A は、同年 8月 15日、町議会に対し、「農業委員の任命過程を明らかにすることを求めるについて」という件名の要望書を提出し、評価委員会の判断根拠について、徹底的に事実関係を明らかにすることを求めた。

また、現町議会議員 J は、同年 9月 6日「農業委員の任命過程の事務調査に関する決議」を議案として提出した。

同議案は同月 9日開催の令和 6年第 3回（9月）議会定例会において審議された。提出者による議案説明、質疑後、2名の反対討論があり、討論後採決されたが、議長を除く議員 13名中、賛成 5名、反対 4名、退席 4名で賛成多数により可決された。

9 上記 8 記載の決議に基づき、町議会に地方自治法による 100 条委員会が設置された。

100 条委員会は、定数 7名の町議会議員により構成され、同月 20 日を第 1 回として、令和 7 年 9 月 4 日まで 22 回にわたり開催された。

その中で、参考人として1名、証人として12名に出席を依頼し、参考人1名、証人11名が意見陳述又は証言を行った。

100条委員会では、令和6年5月2日まで農業委員を務めた前農業委員Aを含め6名のうち4名が証言を行っているが、現農業委員Cはもとより、前農業委員Eからは、「農地法の理解が少し、ではないのかなという発言をさせていただいております。」「そういうふうな憶測の話になってしまふ多々あります。」などと、前農業委員Dからは、「ほかのちょっと委員の審議の影響が出てくるのではないかと、そういうようなところもありました。」などと、現農業委員Bからは、「私もやはり不確かなことについては、やはり発言を控えるべきであったのではないかなと思います。」などと前農業委員Aに対して否定的な証言を行っている。

なお、前農業委員会事務局長は、第5回、第8回、第12回、第13回会議に証人出頭請求書により出頭を求められたが、診断書を添えて心身不調で自宅療養中のため欠席する旨の欠席届を提出して出頭しなかった（ただし、第13回会議への証人出頭請求書に対しては、欠席届を提出するのみで診断書の添付はない。）。

第5 事実経緯に基づく本調査委員会の判断

1 上記第3記載の農業委員に関する法令の定めによれば、法第9条所定の推薦又は募集（以下「募集等」という。）は、応募者等の数が委員の定数を超えない場合であっても、市町村長が応募者を委員に任命することを義務付けるものではないものの、市町村長は、募集等の結果を尊重しなければならず、応募者等の数が委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、任命の過程の公正性及び透明性を確保するため必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている（規則第5条第2項）。

そして、委員任命規程第8条・評価委員会設置要綱第1条では、任命の過程の公正性及び透明性を確保するために評価委員会を設けることが定められているが、評価委員会において評価基準を策定するか否か、いかなる評価基準を策定するかについては何ら規定されていない。そうすると、評価委員会において、評価基準を定めるか、候補者をどのように評価するかは評価委員会の広範な裁量に委ねられていると解される。

しかしながら、規則第5条第2項の趣旨に照らせば、評価委員会における候補者の評価において、公平性の観点からみて看過し難い過誤、欠落があり、市町村長の判断が、かかる評価委員会の評価に依拠してされたと認められる場合には、市町村長の判断に裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があるというべきである（福井地方裁判所令和元年5月29日判決・判タ1513号212頁同旨）。

2 委員会意見報告書について

(1) 委員会意見報告書には、評価委員会における結論としての評価が記載されていな

い。しかしながら、「当該候補者に対しての意見の内容」として記載されているものはすべて当該候補者の問題行動を指摘する内容であって、全体として、当該候補者が農業委員として不適任であることを報告する意図を十分推認することができるものである。また、100条委員会議事録中の証人である町長の証言部分によれば、町長自身、当該候補者が農業委員として不適任である旨の記載が委員会意見報告書にないことを認識しながら、委員会意見報告書記載の「当該候補者に対しての意見の内容」をみて判断を下すことができたのであるから、委員会意見報告書において結論としての評価が記載されていないことをもって、任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない旨定める規則第5条第2項に反するものと認めるに足りない。

(2) また、委員会意見報告書には、前農業委員Aに対する意見の内容として、5つの項目が記載されている。これらの項目は、あくまで「当該候補者に対しての意見の内容」であって評価委員会においてこれらの項目が事実である旨認定したものではないと解されるが、当該候補者に対しての意見として記載することが不適切なものというべきかについて個別に検討する。

ア 「選挙期間中に私の元に訪問し、投票の勧誘活動を受けた。」という項目
この点、地方公共団体の公務員はその地位を利用して選挙運動をすることはできず（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第136条の2第1項第1号）、農業委員は、特別職の地方公共団体の公務員に該当する。

しかしながら、評価委員会において具体的に指摘された外壁のポスターに名前や電話番号を載せていること、ビラ配りを行っていることという前農業委員Aの行為は、選挙運動に該当する行為であるか否か、農業委員の地位を利用したものであるか否かが不明である。

また、評価委員会議事録、100条委員会議事録中の証人である町長の証言部分によれば、選挙期間前に前農業委員Aが、選挙候補者を連れて町民Lを訪問し、当該選挙候補者への投票を依頼したことであるが、かかる行為があったとしても農業委員の地位を利用したものであるというべきか判然としない。したがって、前農業委員Aの行為に公職選挙法に反する違法があったと評価するには足りない。もっとも、100条委員会議事録中の証人前農業委員Aの証言部分によれば、前農業委員Aが「今度の町長は駄目ですから、町長を替えてください」と言った可能性があることを自認しているのであるから、前農業委員Aが有権者宅に訪問し、投票の勧誘活動を行ったことは事実として認めることができるのである。

したがって、前農業委員Aには、特別職の地方公共団体の公務員として、地位を利用した活動とみなされかねない行為があったという限度で認めることができるのである。

イ 「農地法の制度を理解しておらず、法令上は関係の無いことを自身の憶測で審議を行ったり、農地転用の申請者を呼び出そうとするなど、越権行為とも取れる行為を行っている。」という項目

(ア) 本項目の具体的な内容は必ずしも明らかではないが、評価委員会議事録及び農業委員会議事録によれば、前農業委員 A が次のような発言をした事実を認めることができる。

- ① 令和 3 年第 8 回総会における農地法第 5 条第 1 項第 7 号による農地転用届出報告に関し、資材置場については火災等の危険や不法投棄の問題があるため注意が必要と考える旨の発言をしていること。
- ② 令和 4 年第 5 回総会における農地法第 3 条の規定による許可申請に関し、書類を差し替えることで許可要件を充足するにもかかわらず、許可に賛成しない旨を明言して延期を求める旨の発言をしていること。
- ③ 令和 5 年第 11 回総会における農地法第 3 条の規定による許可申請に関し、前農業委員 A から、申請者に対して質問をしたいことがあるため場を設けてくれと事務局にお願いしていた旨の発言をしていること。
- ④ 令和 5 年第 11 回総会における農地法第 5 条の規定による許可申請に関し、近くで馬場の計画があるとかの噂を聞いたが、それとの関係性はどうかと質問する発言をしていること。
- ⑤ 令和 6 年第 1 回総会における農地法第 5 条の規定による許可申請に関し、申請関係者が、住宅も貯金もないとか、固定電話を備えていなければ信用ができない旨、申請者のホームページに業務内容が記載されていないことから実績がない旨など発言し、結論としても、「不審な点があり未恐ろしいので、決を採る前に反対します。」と発言をしていること。

(イ) 上記①の発言は、評価委員会議事録において、雑種地で資材置き場として届出が出ているだけであるのに理由書に条件を付けることを求める旨前農業委員 A が発言したとされている箇所と推認できるが、単に注意点を伝えることを依頼しただけであって理由書に条件を付することまで求めているものと認めることはできない。

また、上記③の発言については、農業委員会議事録によれば、事務局も、そのような場を設けるべく調整していた旨述べていること、毛呂山町農業委員会総会会議規則（昭和 41 年 5 月 26 日農委規則第 1 号）（以下「会議規則」という。）第 21 条によれば、「総会に付する事件は、総会において申請人又は事務局が説明し、委員の質疑があるときは質疑が終わった後討論に付し、その終結の後評決に付する。」と定められており、許可申請に関し許可要件の充足を確認するために申請者等を呼び出して質問を行うことが違法とは解されないところからすれば、前農業委員 A に対し農地法の制度を理解しておらず、法令上は

関係ないことを自身の憶測で述べている旨評価する根拠に当たらないというべきである。

さらに、上記④の発言は、評価委員会議事録において、小田谷地区での申請があったときに審議に関係がないのに牧場の話をしたとされている箇所と推認できるが、結論にも影響しないものであって、これをもって前農業委員 A に対し農地法の制度を理解していない、又は法令上は関係ないことを自身の憶測で述べたなどと評価できず、かつ他の農業委員がこの発言をもって上記の評価をすることは適切とは言い難いものである。

しかしながら、上記②の発言は、議長からも訂正してもらえば書類として問題ない、農業委員とすると可否は問題ない旨発言があった後に事務局の不手際を指摘して許可の延期を求めているのであって、農地法第3条ないし第5条の許可申請については、不許可事由が列挙されており、農業委員会はこれら事由に該当しない限り申請を許可すべきものと考えられていることからして、申請者に不利益を与えるべき姿勢を示している旨、また上記⑤の発言も、独自の信念に基づき申請者の信用能力を判断し、許可に反対しているという姿勢を示している旨他の農業委員に評価されてもやむを得ないものである。そうすると、他の農業委員が、前農業委員 A に対し農地法の制度を理解していない、又は法令上は関係ないことを自身の憶測で述べている旨評価したとしてもやむを得ないというべきである。

ウ 「農業委員会の総会後に毛呂山町役場のロビーにおいて、総会の中で知り得た情報を人に話しており、守秘義務違反に抵触することが疑われる。」という項目

評価委員会議事録、100条委員会議事録中の証人前町議会議員 M の証言部分によれば、前農業委員 A が、農業委員会総会後に、毛呂山町役場ロビーにて、大きな声で前町議会議員 M に対し、企業誘致予定地近くの土地に関する農地法違反の疑義について話しかけたとのことである。

この点、法第14条によれば、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない旨定められている。しかしながら、上記の事実が認定できるとしても、かかる事実からは、前農業委員 A が発した会話内容が職務上知り得た秘密に該当するのか否かは判然とせず、「総会の中で知り得た情報を人に話しており」と認めるには足りない。

このように、前農業委員 A の発言は、具体的な発話内容が明確にされていない以上、評価委員会において農業委員に求められる守秘義務に抵触することが疑われるものとまで評価することはできないものと解すべきである。

エ 「総会の審議の際に個人で調べた不明瞭な事由を元に意見を述べたり、特定の個人に関する案件について、必要以上に審議を滞らせている。」という項目

(ア) 本項目の具体的な内容は必ずしも明らかではないが、評価委員会議事録及び農

業委員会議事録によれば、前農業委員 A が次の発言をした事実を認めることができる。

① 令和 5 年第 8 回総会において、前農業委員 A が毛呂山町西大久保地内におけるドライブインの事前着工と思われる工事を発見し、工事を中止させたことに関連し、「私が個人で申請人のことを調べたのですが、その結果、申請人に関わる内容に反社会的な噂などがありました。」との発言がなされたこと。

② なお、評価委員会議事録において、地元の協力者について決めつけて発言すること、農地法許可申請に関し申請者が農業を営む日数がこんなにあるはずがない、投機目的ではないかなどの発言があったことが指摘されているが、農業委員会議事録によっても、これらの発言内容が前農業委員 A の発言であると推認できる箇所は見当たらなかった。

(イ) 上記①の発言は、その内容及び議事との関連性からして、他の農業委員が、前農業委員 A に対し総会の審議の際に個人で調べた不明瞭な事由を元に意見を述べている、又は特定の個人に関する案件について、必要以上に審議を滞らせている旨評価したとしてもやむを得ないというべきである。

オ 「毛呂山町議会の本会議議場での野次を行い、議事を一度中断させるなど農業委員として不適切な行動が見受けられる。」という項目

この点、令和 5 年 1 月 12 日開催の令和 5 年第 4 回（1 月）町議会定例会における追加日程第 1 発議第 3 号の現町議会議員 N による賛成討論の際に、何事か呼ぶ者があり、これに対し、現町議会議員 N が黙ってくださいと呼びかけた旨議事録に記載されている。

これについては、100 条委員会議事録中の証人前農業委員 A の証言部分によれば、前農業委員 A 自身、周囲が傍聴席で興奮していたので自身も声を出したことがある旨自認している。

(3) 以上のとおり、前農業委員 A が有権者宅に訪問し投票の勧誘活動を行ったこと、他の農業委員が前農業委員 A に対し、農地法の制度を理解していない、又は法令上は関係ないことを自身の憶測で述べている旨評価したとしてもやむを得ない発言があったこと、他の農業委員が前農業委員 A に対し、総会の審議の際に個人で調べた不明瞭な事由を元に意見を述べている、又は特定の個人に関する案件について、必要以上に審議を滞らせている旨評価したとしてもやむを得ない発言があったこと、前農業委員 A が町議会本会議議場で野次を行ったことを認めることができる。

そうすると、評価委員会が、委員会意見報告書において、「当該候補者に対しての意見の内容」として挙げた 5 項目のうち守秘義務に関するもの以外は、評価委員会に参加した者の意見として記載することが不適切というべきものではなく、むしろ、前農業委員 A に対して多くの問題行動が指摘されたことを明らかにしていると

いうべきである。

他方で、委員会意見報告書記載の報告内容に関し、評価委員会設置の端緒になつた現農業委員 C 作成にかかる意見書提出の経緯、評価委員会における審理の経緯に、町長が意見を述べるなどの介入があったことを示す証拠はなく、かかる事情は認めるに足りない。

(4) 委員会意見報告書記載の報告内容は、上記(1)認定のとおり、評価委員会が町長に対し、前農業委員 A が農業委員として不適任と評価する旨報告する意図であるというべきであるが、かかる評価は評価委員会の広範な裁量に照らし、公平性の観点からみて看過し難い過誤、欠落があると認めるに足りない。

3 町長の判断について

(1) 市町村長が、農業委員候補者として応募等した者を農業委員候補者から除外することは、農業委員の罷免ではなく、あくまで農業委員を新たに任命する行為である。そして新たに農業委員を任命するにあたり農業委員候補者が「農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者」(法第 8 条) に該当すると認めることができない場合は、当該者は、農業委員候補者から除外され得るのであって、農業委員の罷免にあたっての要件(法第 11 条)を満たす必要はない。農業委員任命にあたっての要件が法第 8 条に、罷免にあたっての要件が法第 11 条にと別個に規定されている以上、農業委員任命に当たっては、あくまで法第 8 条の要件を満たすか否かが判断されるべきである。

そして、法第 8 条の要件に該当するかを判断するにあたり、募集等の結果を尊重しなければならないが(法第 9 条第 3 項)、募集等の結果に拘束されるものではない。

そうすると、農業委員会候補者として応募等した者から特定の者を除外することについては、市町村長の裁量が認められるというべきである。しかしながら、全く事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠く場合には、市町村長の判断に裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があるというべきである(最高裁判所平成 18 年 9 月 14 日判決・判時 1951 号 39 頁同旨)。

(2)ア 上記 2(3)記載のとおり、評価委員会は、5 項目中記載することが不適切といえない 4 項目の前農業委員 A の問題行動を委員会意見報告書に記載して提出し、これをもとに、町長が前農業委員 A を、その職務を適切に行うことができる者に該当しないとして(法第 8 条)、農業委員候補者から除外したのであって、公平性の観点からみて看過し難い過誤、欠落があると認めるに足りない評価委員会の評価に依拠して行われた町長の判断は全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くとまでは言えない。そうすると、町長の判断に裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があると認めるに足りない。

イ(ア)なお、100条委員会では、令和5年7月西戸地内の企業Oが使用する農地に企業P等からカット野菜残渣が持ち込まれ、悪臭や鳥獣出没などの苦情が生じたこと、同年12月25日開催の農業委員会総会において、企業Pから提出された解除条件付き賃貸借申請の審議において、近隣住民から苦情が寄せられた上記カット野菜残渣の件との関連性を踏まえ、前農業委員Aが申請者の出席と申請内容の説明を求めたことがあったことについて、前農業委員Aが、「今後3年間そういうことを私が調べることに対して危機感を覚えて、私を排除したと思われる節がある」と証言したことを踏まえ、企業P等と企業Oは、野菜納入等で取引関係にあったこと、企業Oの実質的経営者が町長であること、企業Pの解除条件付き賃貸借申請が取り下げられていること、農業委員の任期を控えていた中での前農業委員会事務局長の行動、前総務課長の証言、その後の経緯等から、上記の前農業委員Aの農業委員会総会での対応が前農業委員Aが農業委員候補者から外された大きな動機になったのではないかと考えるのが妥当であると判断している。

確かに、農業委員会議事録によれば、前農業委員Aが、令和5年第6回総会において、たい肥を製造している農地から悪臭や害虫等が発生していることを指摘し、こうしたたい肥製造は農地の不正利用に該当しないかという問題提起をしていることが認められる。また、上記第4、3記載のとおり、前農業委員会事務局長が、現農業委員C作成の令和6年2月14日付け意見書を代筆していること、上記第4、9記載のとおり、評価委員会開催の契機となった意見書作成に関与した前農業委員会事務局長が、100条委員会による4度の出頭請求に応じず心身不調による自宅療養により欠席し、本調査委員会のヒアリング協力要請にも応じていない事実が認められる。

(イ)しかしながら、そもそも農業委員会は合議制の機関であって、申請に対する判断は農業委員会の多数決で決められるべきものである（法第30条、会議規則第30条ないし第32条）。また、農地法第3条ないし第5条の許可申請については、不許可事由が列挙されており、農業委員会はこれら事由に該当しない限り申請を許可すべきものと考えられていることからして、前農業委員Aが調査をすべきと考える特定の者又はその者と利害関係がある者からの申請であっても、農地法等の要件を満たす限りは許可されるべきことになる。そうすると、前農業委員Aを排除するか否かにかかわらず申請の結果を左右することはないというべきであって、誰かが前農業委員Aが何らかのことを調査することに危機感を覚えて、農業委員候補者から排除したなどと推認するに足りない。

また、令和5年第6回総会における前農業委員Aの発言についても、事務局から農政・農業委員会の結論として農地法上違法性はない旨の判断であったという説明を受け、前農業委員Aとしても、生活環境課に問題解決を任せる旨発

言しており、農業委員会内では一度解決されたと推認することができるものである（なお、100条委員会議事録中の証人である副町長の証言部分によれば、カット野菜で前農業委員Aの職務に問題があると考えていない旨証言していることからして、上記の指摘等が委員会意見報告書において考慮されていないと認めることができる。）。

そして、前農業委員会事務局長の行動については不審な点があるものの、これをもって企業P等・企業O又は町長等関係者の意向に沿うためのものであるのか、自らの保身等のためのものであるのか、前農業委員会事務局長の行動の意図は判然としない。

(ウ)そして、対立する当事者双方から自己に有利な主張証拠を提出し合い、相手方が提出した主張証拠に反論し合うことでより真実に近づくことができる訴訟手続等と異なり、事実や証拠等を自ら収集せざるを得ない本調査委員会の手続においては、上記(ア)記載の100条委員会が指摘する事実以外の間接事実を自ら探索することはできない。そうすると、上記(ア)記載の100条委員会が指摘する事実及び上記(イ)記載の本調査委員会の判断を併せ考慮したとしても、町長の判断が全く事実の基礎を欠くとも社会通念上著しく妥当性を欠くとも認めるに足りない。

ウ したがって、町長の判断には裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があると認めることができない。

4 手続上の瑕疵について

町長の判断に至る手続における瑕疵の有無及びその瑕疵が町長の農業委員任命行為を違法たらしめるか否かは、上記2及び3において検討した評価委員会の評価・町長の判断の内容における瑕疵の有無と異なり、別途検討すべきものである。そこで、かかる手続上の瑕疵について検討する。

(1)ア 規則第6条第1号によれば、農業委員候補者の募集等の期間の中間において、推薦応募した者の氏名等、推薦応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表することとされているが、本件においてかかる中間公表がなされた事実は認めるに足りない。

イ また、同条第2号によれば、推薦募集の期間終了後遅滞なく推薦応募した者の氏名等、推薦応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表することとされているが、上記第4、2記載のとおり、本件においてかかる最終公表がなされた日は令和6年1月9日であって、募集等終了日令和5年12月11日から1か月弱経過した後に行われている。

ウ 上記ア記載の事実は、規則第6条第1号に反する手続上の瑕疵があったというべきであるし、上記イ記載の事実も同条第2号に反する手続上の瑕疵があったというべきである。

しかしながら、上記ア及びイ記載の公表が適切になされたとすれば、町長が行った判断と異なる判断に到達する可能性があったとは認めがたく、かかる瑕疵は、手続全体の公正を害すると認めるに足りず、町長の農業委員任命行為を違法と認めるには足りない。

(2)ア また、上記第4、4(2)記載のとおり、評価委員会において評価対象となった前農業委員Aに対し、評価委員会から出席依頼をせず、前農業委員Aが出席していないことが認められる。

イ この点、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条によれば、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、原則として聴聞又は弁明の機会の付与という意見陳述のための手続をとらなければならないこととされている。もっとも、同法第3条第1項第3号によれば、国会の両院又は一院若しくは議会の同意を得た上でされるべきものとされている処分については、地方議会等それぞれの機関の持つ特性に応じた慎重な手続により判断が行われるものであるため、かかる処分について行政手続法による手続的規律である同法第13条を含む同法第3章の適用が除外されている。

そうすると、町長の農業委員任命行為は、法第8条第1項に基づき（条例又は規則を根拠規定とせず）、町議会の同意を得た上でされるべきものとされているため、行政手続法第13条の適用は除外され、聴聞又は弁明の機会の付与という手続をとることは法令上求められていないこととなる。

しかしながら、法第9条において、市町村長が農業委員を任命しようとするときは、候補者の募集等をしなければならず、募集等の結果を尊重しなければならない旨定められていること、規則第5条第2項において、募集等の結果、委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には、委員任命に当たっては公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めることを求められていことからすれば、法は応募者等が、委員任命処分において、公正性及び透明性が確保された過程のもと、募集等の結果を尊重して任命の可否が決せられるべき利益を個別的利益として保護する趣旨を含むものと解するのが相当である。

ウ そうすると、かかる応募者等の個別的利益を保護するため、意見聴取・陳述機会の付与等の手続的配慮を要するというべきであり、かかる手続的配慮が与えられるべき最大の機会である評価委員会において、前農業委員Aに対する出席依頼がなされることもなく、かつ前農業委員Aが出席することができず何らの手続的配慮がなされなかった点は、評価委員会の評価ひいては町長の判断の過程における手続上の瑕疵があったと言わざるを得ない。

しかしながら、本件においては、上記第4、5記載のとおり、任命処分の前に町長、前農業委員会事務局長、前農業委員Dが前農業委員A宅を訪問し、前農業委員Aを候補者から外すことを理由を含めて伝えており、その際反論の機会が

あったというべきである。そして、かかる反論の機会を経ても町長の判断に変更がなかったことからして、上記第4、4記載のとおり、当時の農業委員6名中前農業委員Aを除く5名のうち4名が出席した上で前農業委員Aの問題行動が指摘されていることをも併せ考慮すれば、前農業委員Aに対する意見聴取・陳述機会の付与等の手続的配慮を行うことで、町長が行った判断と異なる判断に到達する可能性があったとは認め難い。

エ したがって、上記手続上の瑕疵は、手続全体の公正を害すると認めるに足りず、町長の農業委員任命行為を違法と認めるには足りない。

第6 最後に

以上のとおり、評価委員会が、委員会意見報告書において、「当該候補者に対しての意見の内容」として挙げた5項目のうち守秘義務に関するもの以外は、評価委員会に参加した者の意見として記載することが不適切というべきものではなく、むしろ、前農業委員Aに問題行動があったことが指摘されており、かつ、意図として、前農業委員Aが農業委員として不適任と評価する旨報告するものであるが、かかる評価は評価委員会の広範な裁量に照らし、公平性の観点からみて看過し難い過誤、欠落があると認めるに足りない。

また、町長による前農業委員Aを農業委員候補者から除外して農業委員を任命した行為は、評価委員会の評価に依拠し行われたものであるが、かかる町長の判断についても、その裁量の範囲内というべきであるし、かつ全く事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認めるに足りないから、その判断に裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があると認めることができない。

さらに、応募者等の公表状況に不備があった点、評価委員会において、前農業委員Aに対する出席依頼がなされることもなく、かつ前農業委員Aが出席することができなかった点は、評価委員会の評価ひいては町長の判断の過程における手続上の瑕疵があると言わざるを得ないが、かかる瑕疵が手続全体の公正を害すると認めるに足りない。

したがって、本件において、町長の農業委員任命行為を違法と認めるには足りない。

ただし、上記のとおり町長の判断の過程における手続上の瑕疵と指摘した、応募者等の公表状況に不備があった点、評価委員会において、前農業委員Aに対する出席依頼がなされることもなく、かつ前農業委員Aが出席することができなかった点の2点は、手続全体の公正を害するとは認めるに足りないとはいえ、規則第5条第2項が任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない旨定める趣旨からして、本来避けられるべき瑕疵である。今後の農業委員任命の過程において留意されたい。

以上

別紙 1

記録等の提出の状況

番号	請求記録名	請求先	請求年月日	受理年月日
1	令和6年2月29日開催の「毛呂山町農業委員候補者評価委員会」会議録	町農業委員会会長	令和7年8月1日	令和7年8月4日
2	農業委員の任命過程調査特別委員会(100条委員会)会議録	町議会議長	令和7年8月12日	令和7年9月18日
3	公募に対する推薦・応募の要件	町農業委員会会長	令和7年8月20日	令和7年8月26日
4	農業委員公募状況に関する資料(委員の応募状況、選任回数等)			
5	農業委員会の委員任命において、再任されなかったケースの有無			
6	候補者評価委員会の開催状況について(過去の公募後の開催状況)			
7	訪問を受け投票の勧誘を受けたというニュースソース			
8	農業委員会総会議事録(令和3年度～5年度)			
9	農地転用の申請者を呼び出そうとしたと言われる議事録			
10	総会の審議の際、個人で調べた不明瞭な事由を基に意見を述べたとする議事録			
11	農業委員の任命過程調査特別委員会調査報告書	毛呂山町ホームページより	-	令和7年9月18日
12	農業委員会事務局長に対する書面陳述要求及びその回答書について	町議会議長	令和7年10月9日	令和7年10月14日 (回答文なし。資料提供のみ)
13	協力依頼書	前農業委員会事務局長	令和7年10月10日	令和7年10月14日 (電話回答)
14	協力依頼書(2)		令和7年10月23日	令和7年10月30日

番号	請求記録名	請求先	請求年月日	受理年月日
15	候補者評価委員会開催時の委員への招集通知	町農業委員会 会長	令和7年11月6日	令和7年11月6日
16	候補者評価委員会開催時の関係者への招集通知			
17	ホームページ（令和6年4月30日更新）の「農業委員募集状況の公表について（最終公表）」上にある、農業委員推進・応募状況のPDFファイル及び途中経過の公表資料	町農業委員会 会長	令和7年11月6日	令和7年11月6日
18	農業委員会総会令和6年1回の議事録 (発言者と発言内容が整合されたもの)			
19	前農業委員Aが農業委員会に提出した活動記録の写し	町農業委員会 会長	令和7年11月6日	令和7年11月6日
20	農業委員会の会議規則			
21	令和5年12月12日開催の議会における録画物			
22	農業委員会委員任命議案に関する全員協議会の会議録			
23	令和6年6月7日、7月19日開催の生活福祉常任委員会委員会録			令和7年11月10日
24	100条委員会における前農業委員会事務局長に対する出頭依頼に関する文面及び前農業委員会事務局長による回答等の書面（添付資料含む）	町議会議長	令和7年11月6日	
25	100条委員会における秘密会（報告書記載では関係人Gと思われる。）の証人としての証言内容にかかる議事録			令和7年11月10日 提出不可との回答受領